

## (都市活力部)

### 【売上アップ応援事業について】

#### (一問目)

市議案第59号令和2年度豊中市一般会計補正予算第5号のうち、売上アップ応援事業について伺います。新しい生活様式に対応した商品・サービスなどで販路開拓、売上アップに取り組む事業者グループ(2者以上)を支援するため、関連経費を補助するとのこと。そもそも、ご自身の事業における販路開拓、売上アップのアイデアに困っている方、何をすればよいのか、何からすればよいのか苦慮されている方も少なくないのではないかと思います。市の認識と見解をお聞かせください。また、そういった方々に対して、助言やアイデアの提供、相談にのることも重要かと思いますが、そのような相談窓口や支援体制は市としてあるのでしょうか、見解も合わせてお聞かせ下さい。

#### <答弁>

新型コロナウイルス感染症による影響を機に、消費行動が変化し、新しい生活様式に対応した商品・サービスの提供が期待される中、今後の事業展開に苦慮される事業者の皆さんも少なくないと考えております。このため、市と起業・チャレンジセンター、豊中商工会議所、日本政策金融公庫で構成している「とよなか創業ナビ」の連携スキームを活用し、相談業務をはじめ、IT化支援、セミナーや交流会を通じた事業所連携による新規事業、イベントなど、売上アップに向けた総合的な支援を行ってまいります。

#### (意見・要望)

6月定例会初日に議決した小規模事業者応援金や産業活動助成金に比べると、新型コロナウイルス感染症の緊急対策という点では、少し違和感はありますが、売上が極端に減少していなくても、売上に影響のあった事業者の方々には少なからずおられると思います。また、緊急事態宣言は解除されたとはいえ、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況がどうなるかまだ分からず、すぐに、これまでのような売り上げに戻るとは限らず、不安を抱いておられる事業者も多いと思いますので、そういった事業者の方々に対する支援策、消費喚起策を講じることは一定、理解します。販路開拓、売上アップに取り組む意欲のある事業者の方々には積極的に活用頂きたいと思うと同時に、意欲はあっても、どのように販路開拓していけばよいのか、どうすれば売上アップに繋がるのか、暗中模索の事業者や悩んでおられる事業者の方々には、そのきっかけやアイデアを提供する体制もしっかりと構築しておいて頂き、そういった事業者にも今回の事業を活用して頂き、地域経済の活性化、本来の産業振興が図られることを期待しておきます。

## 【地域の人々を元気にする文化芸術作品等制作への助成について】

### (一問目)

市議案第59号令和2年度豊中市一般会計補正予算第5号のうち、地域の人々を元気にする文化芸術作品等制作への助成について伺います。地域の人々を元気にする作品や活動が助成対象とのことですが、人の感性や価値観、感覚は千差万別、十人十色で、作品や活動を通して、元気になるかならないかも人それぞれだと思います。そんな中で、地域の人々を元気にするか否かの判断は非常に難しいと思いますが、審査の方法等も含めて、市の見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

今回の「地域の人々を元気にする」と打ち出しましたのは、今後、新たな生活様式を守りながら文化芸術の再開を促し、市民の皆さんが文化芸術に触れ、楽しみや喜びを感じて頂けるようにしたいと考えたものです。

このため、審査にあたりましては、地域への効果が見込まれるかという視点を加え、参加者が文化芸術に親しむことができるかや、広く市民に周知し参加を募る工夫がなされるかなどについて、文化芸術の専門家のアドバイスを頂きながら、審査を行ってまいります。

### (二問目)

今回の事業は、アーティスト等の活動を支援することを通じて、地域の市民や事業者を元気づける、文化芸術活動を推進し、地域の元気回復に寄与することを目的とされています。確認ですが、この事業は、アーティスト等の活動支援が主たる目的なのか、地域の市民や事業者を元気づける、地域の元気回復が主たる目的なのか、どちらなのでしょう。

また、今回の支援対象者は、新型コロナにより何らかの被害や悪影響を受けた方々に限定するという訳ではなさそうですが、今回の事業を新型コロナ関連緊急対策の一つとして提案された理由をお聞かせ下さい。さらに、なぜ、このタイミングでアーティスト等の活動を支援するための助成金を予算計上されたのか理由を教えてください。具体的には、このタイミングが適切だと判断されて提案されたのか、内部で検討してきた結果、このタイミングでの提案になったのか、緊急対策ということであれば、緊急事態宣言が出されている時の方が、事業のタイミングとしては良かったのではないかと思います。あわせて市の見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

本事業の目的ですが、補正予算の内訳は全額アーティスト等への補助金であり、直接的には活動支援を目的としております。さらに、その活動支援を通じて、地域の元気回復につなげていくことも目的でございます。

また、今回提案しましたのは、緊急事態宣言が解除され、市民が日常生活を取り戻していく、という観点から新型コロナウイルス関連に位置づけたものでございまして、夏から秋にかけての活動しやすい時期に準備・実施できるようにすることも考慮した上で、今回の提案に至ったものでございます。

### (三問目)

今回の事業の募集期間は6月22日から7月31日となっており、助成対象となる作品や活動は、未発表であることが条件になっています。文化芸術課では、5月下旬に、オンラインでダンスや音楽、アートを楽しむことが出来るワークショップを開催していましたが、同様に、これまでも動画配信等で、様々な作品や活動が投稿されてきました。募集期間前に発表や投稿、実施された作品や活動は、今回の事業の助成対象にはならないということでしょうか。

### <答弁>

助成対象となる事業につきましては、今後発表される作品や活動を対象とすることとしております。

### (意見・要望)

文化芸術活動の推進やアーティスト等の活動支援はとても重要なことだと思いますので、可能な限り、活動支援には尽力して頂きたいと思います。ただ、今回の事業については、文化芸術作品という評価や受け捉え方が、人の感性や価値観によって非常に左右されるものに対する助成事業であるにも拘らず、助成の対象者、対象作品がかなり広範囲かつ曖昧な要素が少なくなく、市としても審査が大変困難だと思います。また、今回の事業予算は、全額アーティスト等への補助金とのことですが、市が想定されているアーティストは、文化芸術活動で生計を立ててこれ、新型コロナにより何らかの被害や悪影響を受けた方々という訳ではないようで、今すぐに事業を実施しなければならない緊急性は必ずしも高くないように思います。さらに、緊急事態宣言が出されている際にも、様々な作品が画像や動画で配信されたり、オンラインでワークショップが開催されたりしてきたかと思いますが、そういった作品や活動は今回の助成の対象とはなりません。緊急事態宣言下で、外出を抑制され、自宅での生活を余儀なくされていた市民の方々を元気づけた作品にも助成があっても良いのではないかと思います。以上のことから、今回の事業の目的や趣旨は一定理解するものの、もう少し、対象者や対象作品等を絞り、審査基準の明確化を図るべきと考えます。例えば、先程の答弁で「新たな生活様式を守りながら文化芸術の再開を促す」とありましたが、そうであれば、助成対象をオンライン上での活動や作品に限定し、文化芸術の新たな表現の仕方を促すことは考えられないでしょうか。もしくは、事業の目的や対象者をより限定するという意味で、例えば、音楽あふれるまち豊中をアピールするという目的で、日本センチュリー交響楽団、大阪音楽大学などの合奏や合唱を市のユーチューブアカウント「とよなかチャンネル」で配信し、市内外の方に見て頂けるように、各団体や組織への活動助成をするといったことにすれば、事業内容がより分かり易く、市民や事業者を元気づける文化芸術活動を推進し、地域の元気回復に寄与するという本事業の目的も達成されて、良いかもしれません。いずれにしても、本事業の財源は、文化芸術振興基金からの繰り入れですし、事業の緊急性が必ずしも高いという訳ではないことから、曖昧な部分が多いまま、急いで実施してしまうのではなく、もう少し、事業内容を精査した上で、再度、提案された方が良くと思いますので、この事業に関する補正予算を減額した形の修正案を提案したいと思います。

## (都市経営部)

### 【地域サポート応援事業について】

#### (一問目)

市議案第59号令和2年度豊中市一般会計補正予算第5号のうち、地域サポート応援事業について伺います。新型コロナウイルス感染症拡大により困難を抱える対象者を支援するための地域密着型事業に取り組む事業者や市民団体、NP 法人を対象に支援金を助成されるとのこと。まず、この事業において、市が想定している新型コロナウイルス感染症拡大により困難を抱える方とはどういった方々でしょうか。また、支援金を助成する団体の事業とは、具体的にどういった支援事業をイメージされているでしょうか。

#### <答弁>

本事業の対象者としては、今回の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた全ての方が対象になるものと考えております。

想定する支援事業と致しましては、新型コロナ感染症拡大を防ぐために、例えば、孤立化している外国人への支援や、学習支援機能を持つ新たな子どもの居場所運営など、市民活動団体や事業者の皆さまの柔軟な発想や経験等から生まれる、きめ細やかな支援を想定しております。

#### (二問目)

様々な支援活動を通して地域密着型事業に取り組む事業者や市民団体、NPO 法人を対象にした市の助成事業や補助事業は、とよなか夢基金など既存のもので他にもあるかと思いますが、今回の支援金とのすみ分けについて、どのように考えておられるのでしょうか。

#### <答弁>

本事業は、新型コロナへの対応として早期の実現が求められることや、事業主体を市外の市民団体、NPO、事業者にも広げていることなどが、既存の市の助成事業とは異なる点であります。

#### (三問目)

支援金は、今年度に限ったものと伺っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大により困難を抱える方々の支援は、今年度に限らず、来年度以降も続く可能性、必要性が高いのではないかと思います。困難を抱える方々に対する、また、困難を抱える方々を支援される団体に対する継続的な支援については、どのように考えておられるのでしょうか。

#### <答弁>

本事業は今年度末までの時限事業としておりますが、事業者がコミュニティビジネスを行う取組みについては、チャレンジ事業補助金へ、市民活動や NPO 団体が

行う取り組みであれば、市民公益活動推進助成金へつなぐとともに、起業・チャレンジセンターや市民活動情報サロン等も紹介しながら、事業継続支援を図ってまいります。

#### (四問目)

市独自ポータルサイトを利用したクラウドファンディングの活用も考えておられるとのこと。100万円のクラウドファンディングを5件分、予算計上されていますが、クラウドファンディングをしたい事業者や団体が市に申し込まれてから、実際にポータルサイトに掲載され、クラウドファンディングが開始されるまでのおおよその流れ、スケジュールを教えてください。

#### <答弁>

クラウドファンディングの活用を希望される方からの申し込みにつきましては、その目的や想定される寄付者層、目標額等に関し、事業の趣旨に沿うか否かの審査を行います。審査を経て適格な案件とされた場合は、本ポータルサイトへの掲載作業を行うとともに市広報やホームページ、SNS等の広報戦略を練り、機を逸さないよう周知しつつ寄附受付を開始する流れとなります。

案件の性格や目指すところはそれぞれであり、審査期間について一概にこの程度の期間、との限定はできませんが、昨年度民間サイトを用いた際には契約締結から実際の寄附受付まで概ね1か月半程度の期間を要したことを鑑みまして、少しでも寄附受付開始までの期間は短く、スピード感を持った運営を行いたいと考えております。

#### (五問目)

市独自ポータルサイトについては、汎用性やクラウドファンディングへの対応でメリットがあるということ、6月定例会の本会議初日の議案審議で、市は答弁されておりました。そうであれば、市独自ポータルサイトを活用してのクラウドファンディングが、市民が独自で行っている一般的なクラウドファンディングと比べて、何らかの優位性があることを示す必要があると思います。その評価指標の一つは、何件、クラウドファンディングを実施したかの実施件数ではなく、実施したクラウドファンディングが何件目標額に到達したかの成功率になるかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

このポータルサイトの優位性につきましては、クラウドファンディングによって資金調達するプラットフォームを市が持つことで、まず民間の柔軟な発想に基づく数多くのアイデア、多様な考え方を背景にした取り組みを一つでも多く拾い上げることができることであるとと考えております。

また、同じ事業であれば、民間の担い手が民間のクラウドファンディングで資金調達するよりも、公民連携事業として役割分担の下、本ポータルサイトで資金調達する方が、より多くの共感を集め、目標額の達成度合いが向上すると考えております。

評価指標の考え方につきましては、事業を実施したことでどのくらい地域や社会的

課題が解決したか、解決に向け前進したか、目指しているものがどのくらい達成したか、が重要であると考えております。

#### (六問目)

クラウドファンディングをしたいと考えられる事業者や市民団体に、また、担当課にもクラウドファンディングを成功させるノウハウが十分でない可能性があり、成功率を上げていくためには、別途、アドバイザーが必要ではないかと思えます。例えば、産業振興課のつながりを探ったり、商工会議所等にも働きかけ、クラウドファンディングを実施する際の事業の見せ方、打ち出し方などのサポート体制を作ることも、重要ではないかと思えますが、市の見解をお聞かせ下さい。あわせて、市としてクラウドファンディングの成功率を高めるために考えておられることがあれば、教えて下さい。

#### <答弁>

ポータルサイト上で寄附対象事業を分かり易く表示するとともに、昨年度より設置しております公民連携窓口を通してできた、様々な事業者や活動団体との繋がりやネットワークを活かすとともに、産業界をはじめ、市内の活動団体に向けても事業の周知を積極的に行ってまいりますとともに、庁内外の様々な知見を求めていきたいと考えます。

#### (意見・要望)

市独自の寄附ポータルサイトは、単に寄附を集めるためだけの目的では費用がかかり過ぎるのではないかと指摘や質疑をさせて頂きましたが、市としては、別途、費用をかけて開発をおこなうことなく共有できるクラウドファンディングへの対応が可能となるなどの効果やメリットを見込んで、新型コロナウイルス対策基金の設置にあわせて、立ち上げることを決められました。そうであれば、市独自ポータルサイトを活用してのクラウドファンディングが、市民が独自で行っている一般的なクラウドファンディングと比べて、成功率が高いなどの優位性を示すことで、ポータルサイトの設置の妥当性を証明して頂ければなりません。クラウドファンディングの成功率が高いということは、提案された事業の実施率も高くなるということで、実施される事業を通して、地域や社会的課題の解決につながり、市民にその恩恵が還元されることになると思えます。逆に成功率が低いということになれば、提案された事業が十分に実施されることはなく、市民にはほとんど恩恵が還元されないこととなります。そのことを重く受け止め、クラウドファンディングをただ単に実施するのではなく、成功率や提案事業の実施率を意識して、取り組んで頂きたいと強く要望しておきます。くれぐれも、クラウドファンディングを実施する担当課だけに委ねてしまうのではなく、一つ一つの提案事業への共感や寄附が集まるよう、全庁的な取り組みとして、部局横断的に協力し合って、取り組んで頂きたいと強く要望しておきます。

## (消防局)

### 【新型コロナウイルス感染症業務に係る特殊勤務手当について】

#### (一問目)

市議案第59号令和2年度豊中市一般会計補正予算第5号のうち、新型コロナウイルス感染症業務に係る特殊勤務手当の創設に関して、消防局に伺います。特殊勤務手当の創設に合わせて、消防局として197万円を予算計上されていますが、その積算内訳と算出根拠を教えてください。

#### <答弁>

感染症業務に係る4月の活動実績を基に、患者搬送を行った職員数に特殊勤務手当の単価を掛けた金額と、今後の第2波・第3波により患者搬送が増加した場合等を考慮した金額を合わせまして、197万円を予算計上しております。

#### (二問目)

今回の特殊勤務手当の特例措置の対象となる活動として、これまで具体的に、どのような活動をされてきたのか、教えてください。また、特殊勤務手当の特例措置の適用が3月10日からとのことですが、市立豊中病院における同様の特殊勤務手当の適用は2月1日からです。適用を3月10日からとした理由を教えてください。

#### <答弁>

陽性患者の転院搬送や移送業務を行いました。また、要請患者搬送業務等に携わった初日に合わせ、適用を3月10日からとしたものでございます。

#### (三問目)

新型コロナウイルス感染症が流行し始めて以降、消防局に出動要請があった際、職員の方々はどのような感染予防策を講じて、職務に従事されてきたのでしょうか。出動要請の内容に合わせて、職員の服装や装備品を変えながら出動されてきたのでしょうか。

#### <答弁>

総務省消防庁からの通知に従い、全ての事案に対して、目・鼻・口を覆う防護具、感染防止衣、手袋の装着、所謂、標準感染予防策を徹底しております。また、一時的に大量のエアロゾルが発生しやすい、心肺蘇生、気管挿管等においては、N95 マスクに変更しております。

#### (意見・要望)

先程の答弁から、日々の活動においては、防護具や感染防止衣、手袋の装着など標準感染予防策を徹底されているとのことでした。消防局では、市民に向けて熱中症予防の周知、啓発を公式ツイッター等で行っていらっしゃいますが、これからますます暑い

季節となっていく中で、感染予防策を徹底することは、熱中症に関してはむしろ引き起こしやすくなる可能性があると思います。夏場に、これだけの装備を常にしながら活動をする経験は、これまでほとんど無いと思いますので、日々、様々な想定や訓練はされてはいると思いますが、くれぐれも、消防局の皆さんも熱中症には、注意をして頂ければと思います。



(財務部)

【公民連携手法による公共施設整備にかかる  
事業者選定委員会の設置について】

(一問目)

市議案第59号令和2年度豊中市一般会計補正予算第5号のうち、公民連携手法による公共施設整備に係る事業者選定委員会の設置について伺います。まずは、そもそも「公民連携手法」とは、どのようなもの・ことを想定されているのか、教えてください。

<答弁>

公共と民間が連携して公共サービスの提供を行うもので、従来は公共のみが行ってきた公共サービスの提供という分野に民間が参入することで、民間の経営、運営、技術等に関するノウハウが生かされた新たなサービスの提供をすることをいい、PFI、DB、DBO方式などを想定しております。

(二問目)

どのような場合に、この委員会に付託あるいは諮問されることになるのでしょうか。付託や諮問するか否かは、誰がどのような基準で判断されるのでしょうか。

<答弁>

簡易評価や導入可能性調査の結果、公民連携手法で公共施設整備を行うことが最も相応しい手法と評価された事業について、政策会議で導入の方針を決定した案件の事業者を公募提案方式で選定するため、外部委員による事業者選定委員会に付託するものです。

(三問目)

委員会の委員構成を詳しく教えてください。有識者とは、どのような識見、経験を持つ方を想定されているのか、合わせて教えてください。また、委員は、施設の目的や取り扱われる案件に応じて、入れ替えがあるのでしょうか、それとも固定メンバーなのでしょうか。

<答弁>

事業内容、規模等により、その都度相応しい分野の学識経験者等の中から委員を選定することとしております。今回のこども園の整備には、こども園の分野、経営の分野、建築の分野からそれぞれ1名、計3名の委員を予定しております。

(四問目)

委員会で議論、決定される範囲について詳しく教えてください。公民連携と言っても、様々な手法があります。例えば、DB、DBO、あるいは、PFIで、資金調達もSPC

(特定目的会社)に委ね施設の所有自体も SPC に帰属し、20年や30年後に市に返還されるといった手法など、様々です。どのような枠組みや手法を採用するかについては、この委員会で決めることになるのでしょうか。それとも、枠組みについては、市(所管課)が決めて、選定委員会は応募のあった業者の中から優先交渉権者を選ぶだけでしょうか。また、評価基準(評価項目、配点など)は、誰が決めるのでしょうか。

<答弁>

当該委員会は、公民連携手法で事業を行うと決定した事業について、応募のあった業者の中から最も優秀な事業者の選定を行い、優先交渉権者を決定するものです。評価項目、配点については、当該委員会の中で決定されるものです。

(五問目)

議会としては、どの段階で決定に関与することになるのでしょうか。予算提案時と契約時だけでしょうか。どこかのタイミングで、パブコメに付すことについては、どのように考えておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

事業の予算審議や予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約締結の審議の際、議会へご上程することとなります。パブリックコメントは各々の事業の計画段階で行われるものと考えております。

(意見・要望)

スピードアップ、一貫性というような趣旨の答弁だったかと思います。スピードと言いますが、そもそも、公共施設の整備や更新は、災害等で被害や損傷を受けた場合を除いては、計画的に進めていくものであり、突然思い付きでやるようなものではありませんので、スピードが求められる性格のものではありません。また、一貫性については、そもそも、実際に事業を行う部局、保育所ならこども未来部、給食センターなら教育委員会が、責任をもって設計業者にも施工業者にも、運営を委託するなら運營業者にも、事業の趣旨や目的、あるべき姿をしっかりと伝え、その通りの事業となっているのかを点検していくことでこそ、確保されるものではないでしょうか。今回の条例が成立すれば、今後は、財務部施設課が所管することになる訳で、これではかえって一貫性を担保することが難しくなるのではないかと思います。やや違和感が残るということを申し上げて、この質問は終わります。

## 【財政運営、資金繰りについて】

### （一問目）

財政運営と資金繰りについて伺います。今回の補正予算第5号では、一般財源として、財政調整基金からの繰入金11億5593万円を充てるとなっていますが、補正予算成立後の財政調整基金の残高を教えてください。

<答弁>

今議会での補正予算が議決されれば、残高は23億円台になる見込みです。

### （二問目）

出納整理期間も過ぎましたが、昨年度からの繰越金はどれくらいになると見込んでおられるのでしょうか。

<答弁>

ただいま精査中ですが、少なくとも昨年同様黒字になることを予想しております。

### （三問目）

出納整理期間も過ぎている訳ですし、決算見込み額の概算くらいはお示できないのかと思いますが。当初予算では予備費は5千万円とごくわずかでした。今後、新型コロナ関連、あるいは災害等で当初予算を編成する段階では予想していなかった歳出が必要となる場合の財源についての市としての基本的な考え方について、教えてください。例えば、まずは過年度繰越金を充てる。その次に財政調整基金、さらに、その次は他の目的基金からの繰入運用といった、基本的な考え方はお持ちなのか教えてください。また、財政調整基金については、積立額の方針は策定されていますが、取り崩す際の方針は定められているのでしょうか。

<答弁>

これまでの対策へ使ってまいりました財政調整基金を、令和元年度決算の黒字と、目下取り組んでおります歳出の見直して創出された財源でできるだけ積み戻したうえで、今後の不意の支出に対する備えとすることを考えております。

### （四問目）

昨年度決算の黒字、つまり過年度繰越金を財政調整基金に積み戻す、とのことですが、その繰越金の額の見込みについては、先の質問に対する答弁では、ただ「黒字」というだけの答弁でした。もう一つ、歳出見直して税源を創出することでしたが、それについては、後程質問します。

次に財政運営というよりも、むしろ資金繰りについて、伺います。一般論として、通常は、どのような考え方で行っておられるのでしょうか。一時借入の上限額は、予算で定められており、250億円となっています。これは毎年同額のようなのですが、ここ

最近の借入実績はどうなっているのでしょうか。また、その一時借入は、どのような理由、状況で行われ、借入先や金利、借入期日と返済期日、実際に金利として負担した額はどうか、教えてください。このところ、一時借入はしていないということなら、資金繰りはどうされているのでしょうか。現金のやり繰りだけで済んでいるということなのか、それとも基金等から短期間繰入運用をしているのか、教えてください。

<答弁>

普段の資金繰りにつきましては、日々の資金収支がマイナスにならないような運営を行っております。一時借入は、多くは税収の薄くなる第1四半期や工事関係の支払いが嵩む第4四半期に外部からの借り入れではなく基金や企業会計からの借入を行っておりますが、過去の借り入れ実績につきましては、まず昨年度の借入実績はありませんでした。平成30年度は5回に渡り、1回あたり11億9600万円から39億3500万円を最短6日間、最長78日間、金利0.1%、金利支払額18万2536円について借り入れております。平成29年度は12回に渡り、1回あたり1億5900万円から30億円を最短46日間、最長226日間、金利0.1%、金利支払額54万9637円にて借り入れております。その他の年度も金額や期間の差は多少ありますが、概ね同様の水準で、年度内に借入・返済を完了しております。一時借り入れを行っていない年度につきましては、現金のやり繰りのみで資金繰りを行っております。

(五問目)

一般的なやり方、普段の状況を踏まえて、次に、コロナ禍のものでの今回の補正予算案を含めた、予算の執行、資金繰りについて伺います。このところで言うと、一番まとまったお金が必要なのは、定額給付金になるかと思いますが、この定額給付金の国費は、いつ、どのようなタイミングで歳入されるのでしょうか。既に約7割は歳入されていると伺っていますが、残り3割と言っても120億円程度の巨額となりますが、その残り分は、どのような予定になっているのでしょうか。資金繰りについては、問題ないのか、一時借入の必要性なども含めて、どのように見込まれているのか、教えてください。

<答弁>

定額給付金の国費は6月12日には残額全額が交付されると聞いております。

(六問目)

残りの3割も6月12日に交付されるということで、立て替えは生じないということで、理解しました。次に、歳出の見直しについて伺います。全庁的に歳出の見直しを行うと伺っていますが、どのような考え方で、どこが主導で行われているのでしょうか。市長・副市長と都市経営部、財務部で歳出見直しについての基本的な考え方を整理した上で、財務部と各部・各課が具体的、個別に調整していくということかと想像しますが、実際には、どのように進めて行かれるのでしょうか。既に、今年度も2か月

余りが経ち、今年度中の事業を見直すなら、今の時点でもある程度は絞り込まれてきているのではないかと考えますが、見直し作業の進捗状況を教えて下さい。どんな事業・施策も「不要」なものはないはずで、だからこそ予算計上されていると思います。それでも、事業の見直しを断行するには、一旦、全ての事業を凍結し、全事業を対象に総点検をするといったことをしないと、見直し作業はほとんど実効性を持たないのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

歳出の見直しについては、今後のコロナウイルス対策費用の創出のためと次年度以降の事務事業のあり方を見直しにもつなげるために目下案件について個別に整理中です。その後、財務部とそれぞれの担当部局で調整を行い、9月議会にご提案するように進めております。事業着手につきましては、今後事業の見直しを行うこととしておりますことから、現在大型事業につきましては入札等のタイミングで再度予定通りに実施するか否かを実質的に判断しております。今回の解体撤去工事につきましては、予定通りに実施させて頂きたいと考えております。

(意見・要望)

答弁では、「まずは、現在、案件について個別に整理中」「その後、財務部とそれぞれの担当部局で調整」「9月議会に提案」とのことでした。当初予算を編成する段階では予想していなかった歳出が必要となる場合の財源についての基本的な考え方もそうでしたが、歳出の見直しについての市としての大きな方針、基本的な考え方をしっかりと整理、策定することが必要ではないかと思えます。

## 【庄内小学校・第六中学校解体撤去工事について】

### (一問目)

現在、大型事業については、入札等のタイミングで再度予定通りに実施するか否かを実質的に判断しているとのことでした。そこで、今回の工事請負契約の案件について伺います。(仮称)庄内さくら学園と南部コラボセンターの建設計画については、この何年かの本市の全ての事業の中でも指折りの大規模事業だと思います。解体撤去工事だけで6億2000万円ですが、確認までに(仮称)庄内さくら学園と南部コラボセンターの工事費はどれくらいの金額になると想定されているのでしょうか。また、この大型事業について、計画の延期や見直し等の検討はあったのでしょうか。

### <答弁>

小中一貫校・南部コラボの建設事業につきましては、本日付託されております案件ではございませんが、工事費に関しましては、基本設計の概算で解体費用含め合計で約131億円と試算しております。今年度の事業全体の見直し結果につきましては、今後、別途の時期にご報告申し上げることになると存じますが、小中一貫校・南部コラボの建設という個別案件については、現時点において検討致しました結果、今後の優先的な重点投資、その成果としての南部地域活性化の観点から、中期の財政運営と照らし合わせましても、中止・延期とせず、予定通り進めるべきと考えております。

### (二問目)

「予定通り進める」との答弁でしたが、「アフターコロナ」を考えると、1000名を超える大規模校は、3密を避けることが難しいのではないかと考えます。新型コロナウイルス感染拡大に伴う財政への影響、3密を避ける教育環境の確保、解体撤去工事の凍結や延期について、真剣な検討はなされるべきかと思いますが、見解をお聞かせください。

### <答弁>

先ほども部長が答弁させて頂いた通り、現時点において検討致しました結果、今後の優先的な重点投資、その成果としての南部地域活性化の観点から、中期の財政運営と照らし合わせましても中止・延期とせず、予定通り進めるべきと考えております。

### (意見・要望)

新型コロナの流行は、特に被害が大きい欧米では、歴史を画する大きな出来事、文明の転換点であるという捉え方をされています。「コロナ前/コロナ後」という言い方がありますが、私たちの社会や経済、コミュニケーションのあり方などが、大きく変わるであろうということは、たくさんの有識者が指摘していますし、また私たちの生活実感としても、きっとそうなるだろうと感じています。もっと具体的、実際的な話としても、例えば、今後、学校の設置基準が見直される、教室や運動場の子ども一人当たりの広さ等々についての基準が改定される可能性はないと言い切れません。一旦、建設すると50年、60年と使用することになる訳ですし、場合によっては、

これまで 時間と労力をかけて作られてきた計画だとしても、様々な可能性を想定し、一旦立ち止まったり、大局的な判断で、計画の見直しなども必要になってくるのではないかと 意見しておきます。

## 【所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応について】

### (一問目)

市議案第65号豊中市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてのうち、所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応について伺います。今回の条例改正は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための措置を講じるものとのことですが、そもそも、本市において、所有者不明の土地はどれくらいあり、課税出来ていない固定資産税の額はどれくらいに上るのでしょうか。

#### <答弁>

これまで戸籍調査・現場調査など、様々な取組みを行っても相続人や使用者が見つかっていないため、課税が出来ていない土地・家屋の物件は85件あります。税額は固定資産税・都市計画税を合わせまして約148万円となっております。

### (二問目)

今回の条例改正により、所有者不明の土地に関しては、現に所有している人、もしくは使用している人に対し、ほぼ強制的に固定資産税を課することが可能になるようですが、来年度以降、ほぼ全ての所有者不明の土地に関して固定資産税の徴収ができると想定されているのでしょうか。所有者不明の土地で固定資産税を課税できていなかった土地のどれくらいの割合の土地で課税ができるようになると想定されているのか、市の見解をお聞かせください。

#### <答弁>

先程、申し上げた課税が出来ない物件については、現場で使用者が確認できない物件であることから、今回の条例改正により、すぐに課税ができるようになるとは考えておりません。しかしながら、公平・公正な課税を進めていくため、今回整備したしくみも活用していきたいと考えています。

### (意見・要望)

条例改正したからといってすぐに課税が出来る訳ではないことが分かりました。ただ、昨年度から、家庭裁判所への申立によって選任される相続財産管理人によって相続財産の換価が行われ、所有者のいない物件にかかる固定資産税の課税も一定行っておられるようですので、容易なことではないかと思いますが、公平・公正な課税の推進に努めて頂ければと思います。

公平・公正な課税を進めていくとのご答弁がありましたので、この際、あらためて確認の意味も含めて、要望しておきます。今から8年前、2012年9月議会の一般質問で、生産緑地の活用実態と適正な税務管理について伺いました。内容としては、その当時、212か所あった生産緑地指定された土地の中には、雑草が生い茂る土地や、不法投棄が散乱する竹林、緑がほとんどない更地など、生産緑地とは思えない土地が散見され、にも拘らず、そういった土地も生産緑地に指定されているということで、固定資産税や都市計画税が農地並みとなり、大幅に安い税額となって



いました。当時の答弁では、生産緑地地区内の農地の税額は、固定資産税と都市計画税を合わせて約70万円で、もし、仮に市街化区域農地の税額で試算した場合は、固定資産税と都市計画税をあわせて、約1億4000万円だったと思います。そこで、生産緑地指定を受けている土地を厳格に調査し直し、必要に応じて指定の解除や現況課税を実施すべきではないかと質問しました。それに対して、当時の財務部長は、「生産緑地地区内の農地が全く耕作されず、長期にわたって放置され、容易に農地に復元できないような状況にある場合は、現況に課税することになり、その場合には関係部局との調整を図りながら連携していきたい」と答弁されていました。当時は、農業委員会と固定資産税課に要望しましたが、あらためて、固定資産税課と産業振興課（農政係）には、現在の生産緑地指定されている土地の全てが適正管理されているか確認をして頂きたいと思えますし、適正管理されておらず、どれだけ指導・啓発をしても改善されない土地については、現況課税が可能になるように、両担当課から、生産緑地の指定や解除を行っている都市計画課に生産緑地指定の解除を求めて頂きたいと要望しておきます。現況課税が可能になると、場合によっては数百万円から数千万円の増収になる可能性がありますので、固定資産税課には積極的な取り組みを特に期待しておきますし、歳入確保に努めて頂きたいと要望しておきます。

## (総務部)

### 【工事請負契約の締結について】

#### (一問目)

市議案第68号工事請負契約の締結について伺います。今回の案件もくじによる落札となっていますが、最低制限価格での応札業者が多く、くじによる落札になることについては、予定価格の一部を事前に公表しないようにすることが改善策の一つとして考えられてきたかと思えます。今回の入札では、そのような対策は講じられたのでしょうか。

#### <答弁>

複数の事業者による最低制限価格での応札に伴うくじによる落札への対策として、昨年度より、税込みの予定価格が1000万円以上5000万円未満の工事入札と、5000万円以上の数件の工事入札を対象に、最低制限価格を安易に算定できないよう予定価格の一部を事後公表とし試行実施いたしました。本案件につきましては、試行実施の対象ではございませんでした。

#### (二問目)

予定価格の一部を事前に公表しないことについては、どのようなルールとなっているのでしょうか。また、昨年度は試行実施されていたそうですが、今年度も実施予定なのか、教えて下さい。また、昨年度の試行実施で、その効果は出ていたのか、教えて下さい。

#### <答弁>

予定価格の一部事後公表については、予定価格の4桁目以降を事後公表とすることとしており、今年度からは対象を全工事案件に拡大し試行実施しております。また、その効果につきましては、平成30年度で最低制限価格と同額でくじにより落札が決定した案件数の比率が約47%であるのに対し、令和元年度に試行実施した案件での同比率は約2%と大幅に減少しており、一定の抑止効果があったものと考えております。

#### (三問目)

今回の案件に限らず、新型コロナウイルスの感染拡大状況により、契約締結後に期間内で予定通りの履行が困難になるケースや、そもそも業務が出来なくなるといったケースが発生した場合の対処、対応については、市と業者の間でどのような取り決めがなされているのか教えて下さい。また、この間の契約案件で、そのような事例は発生してはいないのでしょうか。

#### <答弁>

国等の対応も踏まえ、受注者から工事等の一時中止や工期延長の希望がある場合には、必要に応じて、契約内容や契約期間の変更を行うなど、柔軟かつ適切に

対応することとしており、ホームページにより周知も行ってまいります。また、現在のところ、このことに関する受注者からの申し出はございません。

#### (意見・要望)

予定価格の一部事後公表については、昨年度の試行実施で、最低制限価格を算出しづらくさせ、くじによる落札を抑止する効果がかかり出ているようで、今年度からは全工事案件に拡大して試行実施していくとのことです。引き続き、その効果検証を行って頂きたいと思えます。一方で、以前から、予定価格や最低制限価格等を事前に公表しないようにしたり、容易に算出できないような取組みをすると、非公表にした数字が非常に重要になり、言い換えると価値が高まり、その数字を知っている職員にプレッシャーがかかる可能性が危惧されてきました。この点については、担当職員の方々を守る対策も同時に検討しておいて頂きたいと要望しておきます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、契約締結後に期間内で予定通り履行が困難になるケースや、そもそも業務が出来なくなるといったケースが発生した場合の対処、対応については、国からも一定の方針は示されているようですし、現時点では、受注者からの申し出はないとのことですが、今後、そういった申し出が出てきた場合でも、柔軟に対応して頂ければと思えます。